

大阪歯科学会学生会員に関する細則

（趣 旨）

第1条 本細則は、大阪歯科学会会則第4条第2項の規定により、大阪歯科学会学生会員の入会資格、入会手続、会費およびその権利等について定める。

（入会資格）

第2条 学部学生で、入会を希望する者とする。

（入会手続）

第3条 入会は所定の手続によって行うものとする。

（会 費）

第4条 学生会員の会費は、当分の間、無料とする。

（学生会員の権利等）

第5条 学生会員の権利等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 研究成果を大阪歯科学会例会および大阪歯科学会学術雑誌に公表することができる。その際には、研究機関による指導と助言を受けることとする。なお、その採否は編集委員に委ねられる。
- （2） 総会における議決権はないものとする。
- （3） 大阪歯科学会学術雑誌は配布しない。

（細則の改廃）

第6条 この細則の改廃には、常任理事会の承認を得なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、1998年2月14日から施行する。

（細則の改正）

2 この細則は、2016年10月26日一部改正した。